

公益財団法人

オリエントアルモーター奨学財団 定款

# 公益財団法人 オリエンタルモーター奨学財団 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人オリエンタルモーター奨学財団と称する。

### (目的)

第2条 この法人は、国内の学校に在学する有為の学生・生徒のうち、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学援護を行うこと及び、意欲を示した者を報奨するなどをもって社会有用の人材を育成することを目的とする。

2 この法人は、科学及び技術の研究等をはじめとする各分野に対する援助・支援を通し、振興を図り、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するために次の公益目的事業を行う。

- 一 学資金の給与及び奨励金の支給
- 二 科学技術や教育文化などの各分野の発展を目指す研究並びに事業などに対する助成

2 前項第一号の公益目的事業は千葉県、茨城県、山形県、福島県で行う。

3 第1項第二号に定める収益事業は全国で行う。

### (事務所)

第4条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 財産

### (財産の種類別)

第5条 この法人の資産は、基本財産、特定資産及び運用財産の3種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。

- 3 基本財産以外で、寄附者の指定又は理事会の決議により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産とする。
- 4 運用財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(公益目的取得財産残額の処分)

- 第6条 公益認定の取消処分を受けた場合において公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号、以下「公益法人認定法」という。)第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、その取消の日から1箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益社団法人、公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。)において公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、その合併の日から1箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益社団法人、公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(財産の管理・運用)

- 第7条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

- 第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 基本財産は、その運用収益を公益目的事業費に充てるべきもので、原則としてこれを処分し又は担保に供してはならない。
  - 3 ただし、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき又は、基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を経て、評議員会の議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により承認を得なければならない。

(特定資産の処分)

- 第9条 特定資産への繰入れ及び特定資産の取崩しは、理事会の決議を経て行う。

(重要な財産の譲り受け)

第10条 重要な財産の譲り受けは、理事会の議決を経た後、評議員会の議決による承認を得て行う。

### 第3章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員4人以上6人以内を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

二 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設置され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の資格)

- 第13条 一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者及び公益法人認定法第6条第1号に規定する者は、評議員になることができない。
- 2 評議員はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期については、退任した評議員の任期が満了する時までとする。

(欠員)

- 第15条 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第16条 評議員は、無報酬とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

## 第4章 評議員会

(評議員会)

- 第17条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 3 評議員会の議長は、出席評議員の中から選任する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項に限り決議する。

- 一 理事及び監事(以下「役員」という。)の選任及び解任
  - 二 役員報酬並びに評議員、役員報酬等の支給基準
  - 三 定款の変更
  - 四 事業の全部又は一部の譲渡
  - 五 解散及び継続
  - 六 合併契約の承認
  - 七 第6条の残余財産の帰属の決定
  - 八 役員が評議員会に提出し、または提供した資料を調査する者の選任
  - 九 評議員による招集の請求により招集された評議員会における、法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
  - 十 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認
- 2 評議員会は、前項第八号及び第九号に掲げる事項を除き、あらかじめ評議員会の目的として通知された事項以外の事項について決議することができない。

(招集)

第19条 定時評議員会は毎事業年度終了後3箇月以内に、臨時評議員会は必要に応じて随時、招集する。

- 2 評議員会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 3 評議員会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
  - 一 評議員会の日時及び場所
  - 二 評議員会の目的である事項(当該事項が役員選任、役員報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要(確定していない場合はその旨)を含む。)

(招集通知)

第20条 代表理事は、評議員会の日1週間前までに、前条第3項各号に掲げる事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。

ただし、評議員の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 事業の全部又は一部の譲渡
- 四 合併契約の承認

3 前項各号の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第19条第3項の理事会において定めるものとし、第20条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、一般社団・財団法人法第193条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

## 第5章 役員

(種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 4人以上6人以内
- 二 監事 1人以上

2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名を業務執行理事(一般社団・財団法人法第197条で準用する同法第91条第1項第2号に規定する理事会の決議により法人の職務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。)とする。

(役員を選任)

第25条 役員は、評議員会の決議により選任する。

- 2 監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事(2名以上ある場合はその過半数)の同意を受けなければならない。

(役員資格)

第26条 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 2 一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者及び公益法人認定法第6条第1号に規定する者は、役員となることができない。

(役員解任)

第27条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、第21条において定める評議員会の決議により、当該役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期については、それぞれ退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 4 役員については、再任を妨げない。

(欠員)

第29条 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、それぞれ新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

- 2 代表理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

(役員職務)

第30条 役員は、一般社団・財団法人法に規定する職務を行うほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務を行う。

一 代表理事 この法人を総理し、この法人を代表するほか、評議員会及び理事会を招集する。

二 業務執行理事 代表理事を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。

三 理事 理事会を組織して、この法人の業務を議決し執行する。

四 監事 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 代表理事に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、業務執行理事がその職務を代行するものとする。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員報酬等)

第31条 役員は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(理事会の設置)

第32条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第33条 理事会は、次の事項を決議する。

一 評議員会の招集に関する事項

二 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

三 重要な財産の処分及び譲受け

四 多額の借財

五 重要な使用人の選任及び解任

六 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止

七 一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

八 その他この法人の業務の執行に関する事項(評議員会の決議を要する事項を除く。)

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集しようとするときは、代表理事は、理事会の日の1週間前までに、各役員に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、役員の中員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事とする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の決議については、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

- 2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し又は記名押印しなければならない。

## 第7章 会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第40条 代表理事は、各事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第一号及び第二号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第六号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
  - 二 事業報告の附属明細書
  - 三 貸借対照表
  - 四 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - 五 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - 六 財産目録
- 2 前項各号に規定する書類は、当該事業年度経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 一 監査報告
  - 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第四号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款を変更するときは、第21条第2項に規定する評議員会の決議をしなければならない。ただし、公益法人認定法第11条第1項に規定する事項については、行政庁の認定を受けなければならない。

2 一般社団・財団法人法第200条第1項の規定にかかわらず、この定款に規定する目的並びに評議員の選任及び解任の方法は、前項の規定によりこれを変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第6条の規定はこれを変更することができない。

(合併)

第44条 この法人が合併するときは、あらかじめ公益法人認定法第24条第1項に規定する届出をし、又は公益法人認定法第25条に規定する認可を受けただうえで、第21条第2項に規定する評議員会の決議をしなければならない。ただし、当該合併に伴い、前条第1項ただし書の適用を受けるときはこの限りではない。

(事業の全部又は一部の譲渡)

第45条 この法人が事業の全部又は一部の譲渡をするときは、あらかじめ公益法人認定法第24条第1項に規定する届出をしたうえで、第21条第2項第三号に規定する評議員会の決議をしなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、第43条第1項ただし書の適用を受けるときはこの限りではない。

(解散)

第46条 この法人は、次の事由により解散する。

- 一 合併(当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る。)
- 二 破産手続開始の決定
- 三 裁判所による解散命令又は解散を命ずる裁判があったとき

## 第9章 情報開示

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第47条 この法人は、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備えておかなければならない。

- 一 定款
- 二 第22条に規定する評議員会の決議の省略した場合の同意書
- 三 評議員会の議事録
- 四 第37条に規定する理事会の決議の省略した場合の同意書
- 五 理事会の議事録
- 六 会計帳簿
- 七 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
- 八 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書
- 九 財産目録
- 十 評議員及び役員名簿
- 十一 評議員及び役員の報酬等の支給基準
- 十二 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公告)

第48条 この法人の公告方法は、官報に掲載する方法とする。